

証券コード 1440

平成 29 年 7 月 12 日

株 主 各 位

三重県桑名市多度町下野代 900 番地

株式会社やまぜんホームズ

代表取締役 前 野 一 馬

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成 29 年 7 月 27 日(木曜日)午後 5 時までにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 29 年 7 月 28 日（金曜日）午前 10 時
2. 場 所 三重県桑名市多度町下野代 900 番地
当社本社会議室

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第 1 号議案 有限会社安寿会との吸収合併契約承認の件
- 第 2 号議案 監査役 3 名選任の件
- 第 3 号議案 取締役 4 名選任の件
- 第 4 号議案 定款変更の件
- 第 5 号議案 第三者割当増資の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます

◎株主総会参考書類の記載事項について、修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.yamazen-k.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考書類

#### 第1号議案 有限会社安寿会との吸収合併契約承認の件

##### 1. 合併を行う理由

当社は、戸建住宅事業、飲食事業、介護事業等、多くのお客様に良質なサービスを提供しております。

一方、有限会社安寿会も当社と同じく介護事業運営を行っております。

両社を取り巻く事業環境は依然厳しく、迅速な対応と大手企業に負けない良質のサービス提供が必要不可欠となっております。これらの課題に対処し、安定的かつ持続的な成長を遂げるためには、力の結束が必要不可欠となっております。

このような外部環境を踏まえ、両社が有する顧客基盤・営業ノウハウ等を勘案致しますと、厳しい経営環境を打破し、企業価値の向上を図る上では、両社が合併しシナジー効果を発揮することが最善であるとの結論に達しました。

株主の皆様には、このような趣旨を十分にご理解のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

##### 2. 合併契約の内容の概要

次頁のとおりであります。

##### 3. 合併の方式

当社を存続会社とし、有限会社安寿会を消滅会社とする吸収合併方式で有限会社安寿会は解散いたします。

##### 4. 合併に係る割当てはありません。

本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

##### 5. 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

# 合併契約書(写)

株式会社やまぜんホームズ（以下甲という。）と、有限会社安寿会（以下乙という。）は合併に関し、次の通り契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務全てを承継する。

（合併に際する新株式の発行および割当）

第2条 乙は甲に発行済株式の全てを保有されているため、本件合併に際し、合併の対価として、甲の株式、金銭、その他の財産の交付を行わない。

（増加すべき資本金、資本準備金その他）

第3条 甲が合併により増加すべき資本金の額、資本準備金、利益準備金、任意積立金その他の留保利益の額は、次の通りとする。

1. 増加すべき資本金の額

合併に際する資本金の増加はないものとする。

2. 資本準備金

合併に際する資本準備金の増加はないものとする。

3. その他資本剰余金

合併に際するその他資本剰余金は、甲の決定によるものとする。なお、当該金額は、合併の効力発生日における乙の財政状態により、甲乙協議の上、変更することができる。

4. 利益準備金

合併に際する利益準備金の増加はないものとする。

5. 任意積立金その他の留保利益

合併に際するその他利益剰余金は、吸収合併消滅会社の利益剰余金の額とする。

なお、会社計算規則第36条2項に定める吸収合併消滅会社における株主資本等が零未満であるときは、その金額を減少するものとする。

(合併承認総会)

第4条 甲乙は、平成29年7月28日に株主総会を開催し、本契約書の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、この期日を変更することができる。

(合併の効力発生日)

第5条 合併の効力発生日は、平成29年7月31日午前00時とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(合併財産の引継)

第6条 乙は本合併契約締結時の貸借対照表、財産目録その他同日の計算を基礎とし、爾後合併の効力発生日までの間においてその資産、負債に変動を生じたものについては別に計算書を添付してこれを明確にし、合併の効力発生日においてその資産、負債その他一切の権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲乙は、本契約締結後合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行する。

(従業員の処遇)

第8条 甲は、乙の従業員全員を合併効力発生日において、甲の従業員として引継ぐものとする。ただし、勤続年数については、乙における計算の方式による年数を通算し、その他細目については、甲乙協議の上、定める。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第9条 本契約締結の日から合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第10条 本契約は、第4条に定める甲乙の株主総会の承認を得たときにその効力を生じ、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って  
 甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を  
 保有し、乙はその写しを保有する。

平成29年6月13日

(甲) (本 店) 三重県桑名市多度町下野代900番地  
 (商 号) 株式会社やまぜんホームズ  
 (代表取締役) 前野一馬 ⑩

(乙) (本 店) 三重県桑名市多度町下野代900番地  
 (商 号) 有限会社安寿会  
 (取 締 役) 前野一馬 ⑩

## 6. 合併の当事者の概要

|                                      | 存続会社                                                          | 消滅会社                   |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------|
| (1) 名称                               | 株式会社やまぜんホームズ                                                  | 有限会社安寿会                |
| (2) 所在地                              | 三重県桑名市多度町下野代<br>900 番地                                        | 三重県桑名市多度町下野代<br>900 番地 |
| (3) 代表者の役職・氏名                        | 代表取締役 前野 一馬                                                   | 取締役 前野 一馬              |
| (4) 事業内容                             | 戸建注文住宅の設計・施工、<br>販売等                                          | 介護保険法による居宅介護<br>支援事業他  |
| (5) 資本金                              | 3,000 万円                                                      | 300 万円                 |
| (6) 設立年月日                            | 平成 15 年 6 月 18 日                                              | 平成 14 年 12 月 19 日      |
| (7) 発行済株式数                           | 1,500,000 株                                                   | 60 株                   |
| (8) 決算期                              | 7 月 31 日                                                      | 11 月 30 日              |
| (9) 大株主及び持株比率                        | 株式会社フロンティア<br>38.7%<br>前野一馬 20.7%<br>前野泰広 20.6%<br>前野圭亮 20.0% | 株式会社やまぜんホームズ<br>100%   |
| (10) 直前事業年度の経営成績及び財政状態               |                                                               |                        |
| 決算期                                  | 平成 28 年 7 月期 (単体)                                             | 平成 28 年 11 月期 (単体)     |
| 純資産                                  | 608,122 千円                                                    | 14,898 千円              |
| 総資産                                  | 3,844,876 千円                                                  | 22,985 千円              |
| 1 株当たり純資産                            | 405 円 42 銭                                                    | 248,310 円 15 銭         |
| 売上高                                  | 4,555,303 千円                                                  | 96,078 千円              |
| 営業利益又は営業損失<br>(△)                    | 98,759 千円                                                     | △13,488 千円             |
| 経常利益                                 | 75,405 千円                                                     | 3,721 千円               |
| 当期純利益又は当期純損<br>失(△)                  | 34,870 千円                                                     | △7,430 千円              |
| 1 株当たり当期純利益又<br>は 1 株当たり当期純損失<br>(△) | 23 円 25 銭                                                     | △123,837 円 67 銭        |

## 7. 合併後の状況

本合併による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

### 1. 選任理由

常勤監査役庄下康則氏より平成29年6月30日に、平成29年7月28日開催の臨時株主総会をもって辞任の申出があったため、その後任者を選任する必要があります。

三井清孝氏は、当社の経理部門での経験が豊富であり、当社の監査役として適任だと判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

また、当社は現在、監査役1名のみの監査役設置会社であります。コーポレート・ガバナンス体制の充実と強化を図るため、新たに社外監査役候補者2名を追加選任するものであります。

### 2. 監査役候補者の氏名、生年月日および略歴

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴                                                                                                  | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|----|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1  | 三井 清孝<br>(昭和35年4月13日)  | 昭和58年4月 ㈱朝日入社<br>平成16年1月 当社入社管理部長<br>平成18年3月 当社取締役就任(現任)<br>平成22年10月 ㈱Inspire Japan 監査役就任           | — 株               |
| 2  | 荻谷 公平<br>(昭和44年4月18日)  | 平成8年10月 監査法人トーマツ入社<br>平成19年4月 荻谷公認会計士・税理士事務所<br>開設 所長就任(現任)<br>平成20年10月 天津奥斯特会計師事務所 パー<br>トナー就任(現任) | — 株               |
| 3  | 前田 勝己<br>(昭和49年12月25日) | 平成9年10月 監査法人トーマツ入社<br>平成28年7月 前田勝己公認会計士・税理士事務<br>所開設 所長就任(現任)                                       | — 株               |

(注) 1. 荻谷公平氏と前田勝己氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。両氏を社外監査役とした理由は、当社にはさらなる監査体制の強化及び整備が必要であり、公認会計士の資格を有している両氏は、財務及び会計に関する高い見識により監査機能を発揮していただけることが期待できるためであります。

2. 各監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

### 第3号議案 取締役4名選任の件

#### 1. 選任の理由

取締役 本橋平和、取締役 三柘清孝が7月28日開催の臨時株主総会をもって当社の取締役を辞任することに伴い、さらなる業績向上を図るべく、企業の活性化および一層の業績向上を期すため、新たに取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任される取締役の任期は当社の定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

#### 2. 取締役候補者の候補者の氏名、生年月日および略歴

| 番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略 歴                                                                                              | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|----|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1  | 前野 千代子<br>(昭和32年11月21日) | 平成15年4月 (株)アプロワールド入社<br>平成20年10月 当社入社 取締役就任<br>平成28年5月 飲食事業部部長(現任)<br>平成28年10月 当社取締役退任           | 一 株               |
|    | 取締役候補者とした理由             | 入社以来、主に飲食事業に従事し、現在飲食事業部部長を務めており、当社における豊富な業務経験と、飲食事業の経営全般及び管理業務に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。     |                   |
| 2  | 山口 勝也<br>(昭和53年5月17日)   | 平成13年4月 宝ビル管理(株)入社<br>平成15年10月 東新住建(株)入社<br>平成21年7月 当社入社<br>平成24年7月 営業部長(現任)                     | 一 株               |
|    | 取締役候補者とした理由             | 入社以来、主に戸建住宅事業に従事し、現在営業部長を務めており、当社における豊富な業務経験と、戸建住宅事業の経営全般及び管理業務に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。    |                   |
| 3  | 国分 嘉美<br>(昭和37年12月22日)  | 昭和61年3月 (株)コックス入社<br>昭和62年10月 (株)一条工務店入社<br>平成25年2月 当社入社<br>平成25年4月 三重営業所所長(現任)                  | 一 株               |
|    | 取締役候補者とした理由             | 入社以来、主に戸建住宅事業に従事し、現在三重営業所所長を務めており、当社における豊富な業務経験と、戸建住宅事業の経営全般及び管理業務に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。 |                   |



| 番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略 歴                                                                                                                                              | 所 有 する<br>当社株式の数 |
|----|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 4  | 宮島 康暢<br>(昭和 38 年 10 月 4 日) | 昭和 61 年 4 月 (株)東海銀行（現：(株)三菱東京 U F J 銀行）入行<br>平成 12 年 1 月 名古屋投資育成(株)入社<br>平成 26 年 4 月 きずなコンサルティング・コーチ（個人営業）を創業（現任）                                | 一株               |
|    | 取締役候補者とした理由                 | 金融機関での業務経験や、投資育成会社で経営に参与した経験、中小企業診断士の資格を有するなど、経営コンサルタントとしての経験と実績を生かし、取締役の業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性をさらに向上させることにより強固な内部統制システムを構築するため、取締役候補者となりました。 |                  |

(注) 1. 宮島康暢氏は社外取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

#### 第 4 号議案 定款変更の件

##### 1. 定款変更の理由

第 1 号議案が原案のとおり承認可決されることを条件として、当社子会社有限会社安寿会との合併にあたり、事業の目的に介護福祉事業に関する内容を具体的に記載する必要があるため、以下の変更を行うものであります。

また、第 2 号議案が原案のとおり承認可決されることを条件として、監査役設置会社から監査役会設置会社に移行するため、以下の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次頁のとおりであります。

## 定款の変更案

(下線部分は変更部分を示しております)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条(条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 注文木造住宅の設計、施工</li> <li>2. 住宅リフォーム</li> <li>3. 中古住宅の買取販売</li> <li>4. 建築及び土木工事業</li> <li>5. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介</li> <li>6. 砂利、砂の採取及び販売</li> <li>7. 土地建物の有効利用に関する企画、調査、設計</li> <li>8. 損害保険代理店業</li> <li>9. 飲食店の経営</li> <li>10. <u>介護福祉事業</u></li> </ol> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>11. 有料職業紹介事業</u></li> <li><u>12. 前各号に附帯する一切の事業</u></li> </ol> <p>第3条(条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取締役会</li> <li>(2) 監査役</li> </ol> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第5条～第34条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> | <p>第1条(現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 注文木造住宅の設計、施工</li> <li>2. 住宅リフォーム</li> <li>3. 中古住宅の買取販売</li> <li>4. 建築及び土木工事業</li> <li>5. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介</li> <li>6. 砂利、砂の採取及び販売</li> <li>7. 土地建物の有効利用に関する企画、調査、設計</li> <li>8. 損害保険代理店業</li> <li>9. 飲食店の経営</li> <li>10. <u>介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u></li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>11. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u></li> <li><u>12. 有料職業紹介事業</u></li> <li><u>13. 前各号に附帯する一切の事業</u></li> </ol> <p>第3条(現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取締役会</li> <li>(2) 監査役</li> <li><u>(3) 監査役会</u></li> </ol> <p>第5条～第34条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 監査役会</u></p> |

(下線部分は変更部分を示しております)

| 現行定款                  | 変更案                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                  | <p><u>(監査役会)</u></p> <p><u>第 3 5 条</u></p> <p><u>当社は、監査役会を設置する。</u></p>                                                                                                                         |
| (新設)                  | <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 3 6 条</u></p> <p><u>監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                           |
| (新設)                  | <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 3 7 条</u></p> <p><u>1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、前項に示す招集の手續きを経ずに監査役会を開催することができる。</u></p> |
| (新設)                  | <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 3 8 条</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                          |
| (新設)                  | <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 3 9 条</u></p> <p><u>当社の監査役会の運営に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                        |
| 第 6 章 計算              | 第 7 章 計算                                                                                                                                                                                        |
| 第 3 5 条～第 3 8 条(条文省略) | 第 4 0 条～第 4 3 条(現行どおり)                                                                                                                                                                          |

## 第5号議案 第三者割当増資の件

### 1. 募集株式の内容

- |     |           |                                                     |
|-----|-----------|-----------------------------------------------------|
| (1) | 払込期日      | 平成29年7月31日(月曜日)                                     |
| (2) | 募集株式の数    | 普通株式 110,000株                                       |
| (3) | 払込金額      | 1株につき500円                                           |
| (4) | 払込価額の総額   | 55,000,000円                                         |
| (5) | 資本組入額     | 1株につき250円                                           |
| (6) | 資本組入額の総額  | 27,500,000円                                         |
| (7) | 増加する資本準備金 | 27,500,000円                                         |
| (8) | 募集又は割当方法  | 第三者割当の方法により、100,000株を前野一馬氏、<br>10,000株を浅野豊美氏に割り当てる。 |

### 2. 第三者割当による募集株式の発行の理由

当社グループにおいては、原則として分譲住宅事業のプロジェクト案件ごとに、用地の取得資金と開発費用等そのプロジェクトの推進に必要な資金を、プロジェクトの期間に応じて金融機関からの長短借入での調達を行っており、有利子負債残高の合計額は総資産に対して比較的高い水準で推移しております。また、運転資金については、原則として手持資金で賄うこととしておりますが、資金繰り弾力化のため、長短借入金及び社債発行での調達を実施しております。土地の確保が難しいお客様のために、宅地開発や宅地造成をして土地を分譲販売していくことが当社の事業の継続、収益基盤の構築、並びに事業の成長のためには必須要件であり、この先も資金調達は重要な経営課題であると考えております。

一方で、第三者割当増資を実施した場合には、株主の持分割合の希薄化が生じるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスへ影響を及ぼすものとなることから、第三者割当増資の規模及び引受先の選定には、慎重に検討を行ってまいりました。

しかしながら、エクイティ・ファイナンスによる資金調達により、当社は財務体質の改善及び経営基盤の強化が必要であると判断しております。本件第三者割当における調達資金を、安定的な受注及び販売のための運転資金に充てることにより、将来の成長に向けた事業基盤の強化等を通じた収益力の向上が期待でき、当社の財務基盤の改善並びに安定化を図ることができると考えております。

このような当社の経営状況を鑑み、早急かつ確実に資金調達を行うには、本件第三者割当増資が相当であると判断いたしました。

なお、本第三者割当増資における発行価格は、当社株式の客観的な値である市場価格を基準に決定したものであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する基準」に準拠しておりますが、特に有利な金額に当たる可能性もあるため、本臨時株主総会において、株主の皆様によるご承認をいただきたく、お諮りするものであります。

### 3. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価格の決定に際しては、当社普通株式は、平成29年3月3日に株式会社東京証券取引所が運営するプロ向け株式市場TOKYO PRO Marketへ上場しておりますので、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。本件第三者割当増資に関する当社取締役会決議日の東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の終値、当該取締役会決議日の直前営業日の1ヶ月間の終値平均値、3ヶ月間の終値平均値、6ヶ月間の終値平均値、いずれかの株価からディスカウント率が10%以下で発行価格を設定するのが通常です。しかし、東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場後間がないこと及び上場日以降に成立値段がないことを考慮し、東京証券取引所が平成29年3月2日付けで公表した、当社上場日にかかわる「新規上場日の初値決定の気配運用について」で開示された板中心値段（評価額）及び上場日の終値である500円が特に有利な金額による発行には該当しないと判断し、本件第三者割当の発行価額を1株につき500円とし、平成29年6月30日開催の取締役会にて付議し、決議致しました。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による新規に発行する株式数は、110,000株（議決権1,100個）の発行済株式数（1,500,000株、平成29年6月30日現在）に占める割合は7.3%（株式発行前の議決権数15,000個に占める割合は7.3%）となります。しかしながら、第三者割当による株式新規発行の割当先を前野一馬氏、浅野豊美氏にすることにより今後の業績向上への貢献意欲が図れることから業績向上が見込めるとともに当社の企業価値の向上につながるものと考えております。

このような観点から、株式発行数量及び株式の希薄化の規模は妥当であると判断いたしました。

### 4. 割当予定先の選定理由等

#### (1) 割当先予定先の概要

|                        |                                                                                                                                                      |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 氏 名                  | 前野 一馬                                                                                                                                                |
| ② 住 所                  | 三重県桑名市                                                                                                                                               |
| ③ 職 業 の 内 容            | 会社役員                                                                                                                                                 |
| ④ 上 場 会 社 と<br>当該個人の関係 | 当社代表取締役であり、大株主であります。<br>持株保有数は直接保有分309,800株、間接保有分1,190,100株、<br>合計1,499,900株。保有割合は直接所有分20.6%、間接保有分<br>79.3%、合計99.9%であります。<br>平成28年7月期の当社と当該個人の主な取引は、 |

|  |                                  |             |
|--|----------------------------------|-------------|
|  | (1) 金融機関借入れに対する被債務保証             | 1,379,634千円 |
|  | (2) リース契約に伴う被債務保証                | 103,218千円   |
|  | (3) 社債に対する担保提供                   | 159,000千円   |
|  | (4) 資金の借入                        | 50,637 千円   |
|  | であります。なお、本日現在、同氏との上記取引は解消しております。 |             |

|                        |                                                        |
|------------------------|--------------------------------------------------------|
| ① 氏 名                  | 浅野 豊美                                                  |
| ② 住 所                  | 岐阜県羽島市                                                 |
| ③ 職 業 の 内 容            | 会社役員                                                   |
| ④ 上 場 会 社 と<br>当該個人の関係 | 当社常務取締役であります。<br>当社との取引関係はありません。また、当社の関連当事者との取引もありません。 |

## (2) 割当予定先を選定した理由

前記「2. 第三者割当による募集株式の発行の理由」のとおり、今後の当社の成長基盤となる戸建住宅事業をさらに強化するため、本件第三者割当において資金を拠出する旨の申し出が前野一馬氏と浅野豊美氏よりありました。

これを受けて、当社は当社の状況を鑑み、確実に資金調達を実現するため、並びに、本件第三者割当を行うことを機に今後の長期的な経営の安定を考慮して、当社経営者である当社の代表取締役である前野一馬氏と常務取締役である浅野豊美氏に割り当てることといたしました。

以上の経緯を踏まえ、当社取締役会は当社の状況を鑑み、確実に資金調達を実現するためにも、本件第三者割当予定先であり、特別利害関係者である前野一馬氏と浅野豊美氏以外の出席取締役全員の賛成により、本件第三者割当について検討及び決議いたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である前野一馬氏と浅野豊美氏は、本件第三者割当により取得した当社株式に関し、長期保有の意向を表明しております。

## (4) 割当の予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である前野一馬氏と浅野豊美氏が、本件第三者割当に必要な自己資金を十分に有していることを預金通帳の写しで確認しております。

以 上